

農業振興地域整備計画書等の作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

農業振興地域整備計画書等の作成業務

(2) 業務の目的

本業務は、経済事情の変動その他情勢の推移等により、瀬戸内市の現行農業振興地域整備計画を見直し、農業的土地利用と農業以外の土地利用の調整を図りながら、今後、総合的に農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を示すことにより、瀬戸内市の農業の健全な発展を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「農業振興地域整備計画書等の作成業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 予算（予定価格）

11,792,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

※令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定

令和6年度：5,885,000円

令和7年度：5,907,000円

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 令和6年度瀬戸内市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務）に、「農業土木部門」及び「都市計画及び地方計画部門」で登録されている者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）に基づき、「農業土木部門」及び「都市計画及び地方計画部門」において建設コンサルタント登録を行っている者。
- (3) 岡山県内に主たる営業所（本店）を有している者、または、岡山県内に主たる営業所（本店）から契約権限の委任を受けた営業所等を有している者であること。
- (4) 過去5年間に、岡山県又は岡山県内の市町村が発注した同種業務（注）の実績を1件以上有すること。
- (5) 配置を予定する主任技術者及び照査技術者について、過去10年間に同種業務にいずれ

れかの技術者として配置され、完了した実績を1件以上有すること。

- (6) 本プロポーザルの公示日から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。
- (注)「同種業務」とは、農業若しくは都市計画に関連する計画策定（変更を含む）業務をさす。

5 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を農業振興地域整備計画書等の作成業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査方法及び審査基準は以下9のとおりとする。

6 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書・回答書（様式4）により、Eメールにて提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。
- (2) 提出期限 令和6年7月17日（水） 16時00分まで（必着）
※期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出先 瀬戸内市 産業建設部 産業振興課
sangyou@city.setouchi.lg.jp
- (4) 回答期限 令和6年7月19日（金）
- (5) 回答方法 市ホームページに掲載し回答するものとする。

7 参加申込

(1) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒（84円切手貼付）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ・提出書類
 - 参加申込書（様式1）
 - 建設コンサルタント登録規定第7条に基づく現況報告書の写し
 - 業務実績調書（様式8）
 - 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式10）
 - 照査技術者の経歴及び実績等調書（様式11）

(2) 申込書受付締切

令和6年7月26日（金） 16時00分（必着）

(3) 申込先

瀬戸内市 産業建設部 産業振興課
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(4) 参加資格の審査・審査結果の方法

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式2）により通知するものとする。

8 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

農業振興地域整備計画書等の作成業務公募型プロポーザル企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

- ・A4縦版、片面カラー印刷で10枚以内とし、ページ番号を付すこと。
- ・表紙及び目次を付すこと（上記制限枚数には含まない）。
- ・企画提案書には、業務仕様書を基に次の内容を記載すること。
 - ア 実施方針
 - イ 実施体制
 - ウ 工程計画
 - エ 提案内容
- ・提案内容の都合上、部分的にA3を使用する必要がある場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ・長辺をホチキス2か所で綴じること。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 8部
 - ア 会社概要（様式6）
 - イ 技術者の概要（様式7）
 - ウ 業務実績調書（様式8）

- エ 担当技術者調書（様式 9）
- オ 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式 10）
- カ 照査技術者の経歴及び実績等調書（様式 11）
- キ 再委託調書（様式 12） ※再委託する場合のみ
- ク 企画提案書（任意様式）
- ケ 実施体制図（任意様式）
- コ 工程表（任意様式）
- サ 参考見積書（様式 13）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和 6 年 8 月 5 日（月） 16 時 00 分（必着）

(6) 提出先

瀬戸内市 産業建設部 産業振興課
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(7) 留意事項

- ・企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9 審査方法

(1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、下記（3）アからエで示す審査基準に基づき総合審査を行う。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者（3 者程度）を選考するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式により以下のとおり実施する。

ア 時間配分

提案者の説明時間を 20 分以内、質疑応答を 10 分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は 3 名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

エ その他

上記 8 (3) に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザル審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績、実施体制	15/100点
イ 提案内容	45/100点
ウ プレゼンテーション及びヒアリングの内容	20/100点
エ 参考見積価格	20/100点

(4) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において採決して定める。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して定める。

(5) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書(様式3)により通知するものとする。

10 日程

公示	令和6年7月 2日(火)	
質問受付締切	令和6年7月17日(水)	16時
質問回答期限	令和6年7月19日(金)	
参加申込書受付締切	令和6年7月26日(金)	16時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和6年7月30日(火)	
企画提案書等受付締切	令和6年8月 5日(月)	16時
書類審査(提案者多数の場合)	令和6年8月 8日(木)	
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月23日(金)	
結果通知の送付	令和6年8月27日(火)	予定
契約締結	令和6年9月 上旬	
業務開始	契約締結の日	

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 「8 企画提案書作成方法」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が予算(予定価格)を超過したもの。

1.2 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、特定された者は見積書を改めて提出するものとする。

1.3 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、「4 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

1.4 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市 産業建設部 産業振興課

TEL : 0869-22-3942

FAX : 0869-22-3965

E-mail : sangyou@city.setouchi.lg.jp